

COVID-19 禍で顕在化した教育行政の特質の国際比較表

	フランス	スペイン	ドイツ	スウェーデン	日本
休校決定の機関	<ul style="list-style-type: none"> 連帯・保健省の決定を受けて国民教育大臣の省令発出 地方(大学区)教育委員会(地方・県・市) 	中央政府の警戒事態宣言発動(全域)自治州の教育行政学校(休校/学級閉鎖/小グループ閉鎖)	<ul style="list-style-type: none"> 州文部省(一部は自治体) KMK 	<ul style="list-style-type: none"> コロナ禍以前は学級(学校)閉鎖等の法的根拠はなかった 2020年3月に中央政府が一時的な学校閉鎖を命じるための法整備を行う 現在は校長、自治体、中央政府が学校閉鎖を決定できる(学習権や保育を受ける権利の保障が必要のため、休校ではない) 	<ul style="list-style-type: none"> 原則として各教育委員会 2020年3月の休校要請は首相より
COVID-19政策の主要アクター	大統領(首相) 地方・県知事・政令市 連帯・保健省、国民教育省・高等教育研究省 高等保健委員会 国立感染症研究所(パスツール研究所)	閣僚会議/議会(政令法制定、警戒事態宣言発動・延長権限等) 教育省、大学省及び自治州代表者会議 保健省 疫学国立センター 臨時的な専門家会議(中央政府及び各自治州政府にそれぞれ設置、助言)	首相(ロックダウン) 連邦のRKI(専門機関) 州教育省(教育政策) KMK(常設文部大臣会議) (自治体)	<ul style="list-style-type: none"> 首相 議会 中央政府(教育省、学校教育庁、学校監査庁、公衆衛生庁、危機管理庁、食糧庁、中央学生委員会、労働環境庁) レギオン、レーン(県レベル) コミュニティ(市町村レベル) 自立学校理事会 教員組合 国王 オンブズマン 	首相 厚労省 専門家会議(首相の一斉休校要請については、専門家会議からの提言等はなされていなかったとされる) 文科省 各自治体(公立学校の臨時休業を判断する権限は基本的に市町村教育委員会) 保健所(学校の設置者は出席停止や学校の休業を行った際には保健所に連絡する必要がある[学校保健安全法第18条及び学校保健安全法施行令第5条])
中央一地方関係(特に地方の裁量)	中央(国民教育省・高等教育・研究省) 中央教育審議会・教育高等審議会 労使同数行政委員会、国民教育地方審議会・専門職業諮問委員会、全国高校生活審議会など 地方教育委員会	中央:全土の教育法制度全般の決定権17の自治州と2の自治都市(中央教育省の管轄):中央の教育法・制度の基、独自の教育法を制定 自治体行政の教育課/部:執行、出席取扱い、地域内の他機関との連携の仲介役	16の州に分権化州が強い権限をもち自治体の権限は限定的	<ul style="list-style-type: none"> 危機管理庁が事前に「パンデミック計画」を策定 危機対応は現場主体で行う方針 全国の方針は公衆衛生庁が勧告 各地方の方針はレーンの保健部局が決定 幼稚園、基礎学校、高校に関する決定は学校設置者(公立学校はコミュニティ、自立学校は学校理事会)が判断 各学校での対応は校長が決定 国からの補助金は包括配分され、地方税収の割合も大きいため、政策の独立性は高い。 	地方教育委員会に大きな裁量権があるが、中央の影響を大きく受ける。 2020年3月時の首相の一斉休校要請の際はほとんどの自治体がその要請に応じた。一方で、2020年4月以降の休校判断は各自治体の感染状況などを踏まえて、独自に行われている例も見られた。
教育行政の独立性	地方教育委員会・地方高校生活審議会・地方同数委員会、県国民教育委員会、県同数委員会など	中央には教育省 自治州には、教育当局がおかれている	一般行政の内部にありながら、多様なアクターの意思決定プロセスへの参加が制度化	<ul style="list-style-type: none"> コミュニティ議会には教育委員会が、コミュニティには教育部局が設置されていることが多い。教育行政は一般行政の内部にあるが、独立性は各自治体の組織構造によって若干異なる。 学校閉鎖は校長あるいは学校設置者(コミュニティの教育部長)が決定することが一般的だが、その際には保健当局の勧告に従って判断する必要がある。 	基本的に一般行政とは独立した教育委員会が存在している。総合教育会議において首長と教育委員会との協議の場が設けられている。感染症対策においては、休校の判断は各市町村教育委員会の判断とされる一方で、新型インフル等特別措置法では都道府県本部長による区域内の市町村に対する総合調整及び指示を通じて必要な措置を実施する仕組みとなっている。
学校の自律性	校長の判断は学級閉鎖まで	国及び自治州の教育関連法の下、独自性、自治を持つ	部分的に保障(休校判断はできないが実例あり)	<ul style="list-style-type: none"> 校長には登校日の設定権限があり、休講、学級閉鎖あるいは学校閉鎖を裁量で決定できる。 自治体によっては、教育部長が学校閉鎖を決定する内規を設けているコミュニティもある 新法の成立により、校長の決定に寄らず、中央政府等が指定地域の学校に学校閉鎖を命じることができるようになった。 休講・学級(学校)閉鎖、オンライン授業に伴う学習権や保育を受ける権利の保障は校長および学校設置者の責任で行う。 	学級閉鎖等は校長判断。休校の長期化を受け、カリキュラムについて学びの重点化や次年度以降を踏まえたカリキュラムの見直し等が学校ごとに可能とされた。ただし、文科省は学習指導要領のカリキュラムをこなすようまずは努力することを求めた。
教員の位置づけ	エッセンシャルワーカー(ワクチン接種優先者)	エッセンシャルワーカー(ワクチン接種優先者)	エッセンシャルワーカー(ワクチン接種優先者)	エッセンシャルワーカー(ワクチン優先接種なし)	ワクチン優先接種などはなし。
学校と家庭の関係	教育義務 ホームスクールあり(3-6万人、0.4-0.8%ほど)	就学義務 ホームスクーリングの禁止	就学義務 HS禁止 強力な親の教育権	就学義務 <ul style="list-style-type: none"> 高校および大学は全面オンライン授業に移行 基礎学校は高学年を中心に校長の判断でオンライン併用が認められる 学校が指定する内容を家庭で学習することで出席とする 学習権と保育を受ける権利を保 	就学義務 不登校児童生徒についてはICT利用した家庭学習を出席とする 福岡市ではコロナ不安からオンライン授業を家庭で受けた場合も出席扱いとする通知が出された。

				障するため、学校はオンライン以外の対応も必要になる場合がある ・学校閉鎖期間の給食の提供は学校種や自治体によって異なる	
学校外の教育機会 (家庭以外)	国民教育・青少年・スポーツ大臣と地方自治体が管轄 学童・休職中の林間学校(アニマトゥールが担当)	放課後など課外活動は各学校で行われる 学校外では、塾や習い事の民間団体 NGO や市民団体による、学習支援、長期休暇の教育的・レジャー活動の実施(現在一部オンライン)	・ 各種の地域クラブ (Verein) ・ 青少年援助施設 (Jugendhilfe)	・基礎学校に併設された余暇クラブ ・自治体が運営する文化学校(音楽学校等を含む) ・地域の体育施設、レクリエーション施設	学校休校中の子どもたちの居場所として、放課後児童クラブの利用者が増加した。 コロナ以前から教育支援等を行ってきたNPOがオンラインを通して居場所づくり等が積極的に行われた。
政策に影響をもつ教育行政「外」アクター	高等教育審議会には以下の代表者が含まれる: 教職員組合 父母団体 学生・高校生代表 私立学校代表	労働組合/教職員労働組合(エッセンシャルワーカーとしての扱い)、保護者団体・障がい者連合会・学生団体(学校・教育環境の安全の確保、教育の保障)	組合 GEW(条件整備、弱者支援、) 父母協議会() 生徒会(試験配慮措置)	教員組合、地方自治体組合(雇用者組合)、国王、メディア、オプズマン、全国生徒会組合	教職員組合 PTA 全国協議会
社会的弱者への政策対応	院内学級・障がい児支援への積極的な加配要員 郵送による紙媒体教材の提供	低所得者層家庭:デジタル教育向けのデバイス提供、給食・食堂の無償提供 奨学金支援 22%増のうち、特別支援教育の支援額増	特別支援学校の優先的対応 難民への教育支援	・学校閉鎖中の給食の配布 ・給食代相当の現金の振り込み ・学校閉鎖中の一部生徒の登校許可 ・奨学金の継続給付 ・失業者や一時帰休者の子息に対する保育・余暇クラブの継続利用措置 ・外国の背景を持つ生徒への対応が課題	厚労省を中心に配慮が呼び掛けられた。 家庭でケアが難しい場合等は、休校中も学校で預かりをおこなった。 休校中に給食の配布、食事券の配布を行った自治体もあった。また子ども食堂と連携して給食に使われなくなった食材の提供が行われた事例もある。
ICT化と課題	国立遠隔教育センター(CNED)ほか充実しているが、利用率は低かった。学校における ICT の活用は遅れている	デジタル教育が遅れている。デジタル強化プログラムを急速に進め、学校のデジタル環境の整備、良質なオンライン教育教材のプラットフォーム化の構築や人材育成の他、脆弱な状況の家庭の生徒を中心にインターネット環境を含む、デジタルデバイスの提供が実施されている。	ドイツ語圏内(スイス、オーストリア)では最も遅れている。 教員も ICT 化へ対応しきれていないとされている。	以前よりデジタル教科書や教材の利用、LMS の利用やオンライン学習を積極的に進めてきたため、オンライン授業への全国的な移行に比較的スムーズに対応できた	コロナ以前は ICT 化は非常に遅れていた コロナ後急速に進んだ。ハード面での整備は進んだ一方で、具体的に授業で活用する方法や、ICT の利用ルール等において懸念が残されている。

(表) COVID-19 禍で顕在化した教育行政の特質

	フランス	スペイン	ドイツ	スウェーデン	日本
①義務教育制度の分類	教育義務	就学義務	就学義務	就学義務	就学義務
②教育行政の自律性	○	○	○	○	×※
③当事者の参加の保障	○	○	○	○	×
④休校決定の責任所在	○	○	○	○	×※
⑤専門機関のプレゼンス	○	○	○	○	×
⑥社会的弱者の優先対応	○	○	○	○	×
⑦教員=エッセンシャルワーカー	○	○	○	○	×
⑧休日の維持	○	○	○	○	×

○…あてはまる、×…あてはまらない

※建前と実態の齟齬が大きい。

(筆者作成)

作成者：有江ディアナ（世界人権問題研究センター）、辻野けんま（大阪市立大学）、中丸和（大阪大学大学院院生）、林寛平（信州大学）、園山大祐（大阪大学）。2021年7月10現在。